

津野町商品開発 支援事業費補助金の ご案内

【対象者】

町内に住所を有し、居住している個人又は団体で、事業所、生産施設等を町内に有する者

【対象事業】

既存商品の改良、新商品の開発、訓子府町の特産品を使用した商品の開発

【補助率】

既存商品の改良：1/2以内
新商品の開発：2/3以内

訓子府町の特産品を使用した商品の開発：4/5以内

【補助対象経費】

商品開発に必要な：消耗品費、パッケージ用ラベル印刷費、材料費など。

※機械などの備品の購入費は対象外
上限30万円

【募集期間】

5月31日(水)まで

【補助要件】

次の①～③を全て満たすこと。

- ① 開発する商品が個包装された加工品であること。
- ② 本事業を活用してでき

た商品は事業終了後3年間製造販売し、尚且つ3年間津野町のふるさと納税返礼品に登録できる商品※ふるさと納税返礼品登録には次のような基準があります。

・町内において生産されたものであること。
・町内において商品の原料の主要な部分が生産されたものであること、等。

③ 商品開発にあたっては、かの補助金等を活用してないこと。

町ホームページに詳細の内容を掲載していますのでご覧いただき、ご不明点がありましたらお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
産業課 片岡 昌梓
☎ 55-2021



▶津野町のふるさと納税返礼品はこちらからご覧いただけます

津野町景観保全推進モデル 事業費補助金のご案内

管理されていない田畑再生のために、事業を活用しませんか？

【補助要件】

次の(1)～(4)の全てを満たすこと。

(1) 中山間地域等直接支払交付金事業(以降「直接支払い」という)の集落協定に参加していない田畑

(2) 令和5年度以降又は令和7年度から直接支払いに参加が確実な田畑

※下記の【**注意点**】をご確認ください。

(3) 令和5年4月1日から起算して過去1年以上、耕作や自己保全管理(草刈りや耕起など)が行われていない田畑

(4) 9月30日までに耕作や草刈り、耕起などの作業が確実にできること

【補助額】

10aあたり最大2万5千円

【補助金の申請者】

集落に既存の集落協定がある場合

既存の集落協定代表者が

取りまとめ申請

集落に集落協定がない場合

集落で代表者を決め、代表者が取りまとめ申請

【申請受付期間】

6月30日(金)まで

【注意点】

集落に既存の直接支払い集落協定がある場合

令和5年度以降又は、令和7年度から直接支払い既存協定組織に加わること。

集落に直接支払い集落協定がない場合

関係者(役場、周囲の農地管理者など)と新たな協定組織設立に向けて協議を行い、令和5年度以降又は、令和7年度から直接支払いが活用できるように目途を立てること。

直接支払い参加には農業振興地域への指定、面積要件などの条件がありますので、本事業に関心のある方は事前にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

産業課 片岡 昌梓

☎ 55-2021

高知市の日曜市に 出店してみませんか？

津野町では、県内の関係市町村が連携して、観光PRや地場産品等の販売活動を行うことで、高知県全体の経済活性化につなげることを目的とした『れんげいこうち 日曜市出店事業』に取り組んでいます。令和5年度に出店を希望する方は、左記までお問い合わせください。

【販売品目】

津野町で生産された農産物及び農産物加工品、特産工芸品

※現地調理および鮮肉や鮮魚、アルコール類等の販売は出来ません。

【出店日】

令和5年6月11日(日)

【お問い合わせ先】

産業課 合田 吏希

☎ 55-2021